

一般競争入札公告

独立行政法人国立女性教育会館において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 ガードフェンス設置
(2) 業務期間 契約締結日～**令和8年3月31日**
(3) 納入場所 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷728番地
独立行政法人国立女性教育会館
(4) 業務概要 令和8年4月の独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の設立に伴い、機構において令和8年4月以降使用しない施設（国に返還される施設）周囲のガードフェンス設置を行うものである。
(5) 入札方法 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、消費税率については、当該契約物の引渡日における税率によるものとする。

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人国立女性教育会館契約事務取扱要領第13条の規定に該当しない者であること。
(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和7・8・9年度に「物品の販売等」又は「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
(3) 現在、国又は政府関係機関等からの補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、官庁等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(5) 事務局長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(6) 競争資格を有することを証明する書類等について入札説明書別記2のとおり事前に提出すること。

3. 入札説明書等の交付場所

場所 独立行政法人国立女性教育会館本館2階財務・企画課

4. 入札書受領期限及び提出先

- (1) 日時 **令和8年2月2日（月）17時00分**
郵送の場合は書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。
(2) 場所 独立行政法人国立女性教育会館本館2階財務・企画課

5. 開札の日時及び場所

- (1) 日時 **令和8年2月3日（火）15時00分**
(2) 場所 独立行政法人国立女性教育会館本館2階会議室小（予定）

6. 入札保証金及び契約保証金
免除する。

7. 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他独立行政法人国立女性教育会館契約事務取扱要領第17条第1項及び第2項の各号に掲げる入札書は無効とする。

8. 契約書作成の要否

契約を締結するに当たっては、契約書を作成するものとする。

9. 落札者の決定方法

独立行政法人国立女性教育会館契約事務取扱要領第18条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10. 支払条件

代金は、納品の検査終了後適法な請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

11. 本件調達に関する照会先

- (1) 所在地 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷728番地
- (2) 機関名 独立行政法人国立女性教育会館財務・企画課
- (3) 電話番号 0493-62-6715

12. 当会館が行う契約に係る情報の公表について
別紙参照のこと。

以上公告する。

令和8年1月13日

独立行政法人国立女性教育会館
事務局長 磯山武司

別紙

独立行政法人国立女性教育会館が行う契約に係る情報の公表について

平成23年6月
独立行政法人国立女性教育会館

独立行政法人国立女性教育会館が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当会館との関係に係る情報を当会館のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

1 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- (1) 当会館において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- (2) 当会館との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

2 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- (1) 当会館の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当会館OG、OB）の人数、職名及び当会館における最終職名
- (2) 当会館との間の取引高
- (3) 総売上高又は事業収入に占める当会館との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- (4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3 当方に提供していただく情報

- (1) 契約締結日時点での在職している当会館OG、OBに係る情報（人数、現在の職名及び当会館における最終職名等）
- (2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当会館との間の取引高

4 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）